

地方政治の改革と自主独立の日本

脱却すべきは「明治維新レジーム」

20220725
(20220719版)

目次

1. 「政策」と「改革」
2. 地方自治体の「改革」
3. 貧富格差から国民貧困化の時代へ
4. 国際環境の変化
5. 大きな政治をしよう。
150年以上継続した明治維新体制の大改革
6. おわりに
今後の政治日程と民主主義への期待

「政策」と「改革」

政策（製品）と政治（販売・顧客獲得力）

1. 政策（製品の製造）は、外注できる。

政党は、①顧客ニーズを吸い上げて、

②官僚組織にオーダーして、政策を納入させる。

※性能が良ければ、誰が作っても良い。【AIでも良い】

③ただし、どの政策を採用するかは政治家・政党の役割である。

2. 政治（製品の販売、票の獲得）は、政治家の仕事。

政党は、①発注した製品を販売可能にする。（議会の決議を得て、実行する）

②顧客に政策を販売し、票を獲得する。

3. 政治は、組織・団体（政党・自治体・国）のマネジメント

「改革」とは、政策を実行する組織・制度を変えること

1. 政治改革

- (1) 政党主導の政治を行うための「選挙改革」
- (2) 政治主導の国会審議を行うための「国会改革」
- (3) 政治主導の行政を行うための「内閣改革」
 - ①副大臣・政務官制度
 - ②内閣人事局制度

2. 行政改革

- ①行政手続法（平成5年）
- ②情報公開法（平成11年）
- ③国家公務員倫理法（平成11年）
- ④特殊法人等改革法（平成13年）
- ⑤国家公務員法（天下り規制）（平成19年）

3. 財政改革

国と地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）を2025年度に黒字化（財政健全化目標）

「政策」と「改革」は異なる。
「改革」とは「政治行政のあり方」の転換

都民が決める。都民と進める。



小池ゆりこの決意

私は、この度の東京都知事選に立候補いたしました。24年間の国政での経験、環境大臣、防衛大臣など行政での経験、をギャップと認め、日本の首都、東京の大改革に挑みます。

東京が、我が国の改革をけん引します。都政への信頼を取り戻し、「都民の、都民による、都民のため」の都政を進めてまいります。そのためには組織を超え、一人一人のご理解とご支援だけが頼りです。あなたに大切な一票が私に東京を動かす原動力です。

小池ゆりこことともに東京を守り、進めましょう。

やなごみ子

「東京大改革宣言」

- ▼都政の透明化
- ▼五輪・関係予算運営の適正化
- ▼行財政改革の推進
- ▼都知事報酬の削減
- ▼特区制度の徹底活用

7つの0を目指します

- 時 間 差 0
- 介 護 費 0
- 残 業 0
- 都 道 電 車 0
- 多 摩 緑 地 0
- ペット殺処分 0

スマート・シティー

世界に先駆けた建築・金融の都庁ビル
●スマートハウスへの補助強化
●国営金融都市への環境整備
●中堅中小企業の事業継続支援

ダイバーシティ

女性も男性も子どももシニアも、障がい者も働きやすいまちづくり
●労働災害対策推進、雇用見直し
●介護士・保育士の待遇改善
●予防医療、受動喫煙対策の推進
●高齢者、障がい者の働き場の確保

セーフ・シティー

もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都東京
●建造物の耐震化、可燃化を加速
●都道の電柱セーフ
●テロ等セキュリティ対策を本格化
●町会・商店街の維持・発展

◆プロフィール◆ 日本ウエイトリブティン協会会長、前衆議院議員、元環境大臣、防衛大臣、沖縄・北方対策担当大臣、内閣総理大臣補佐官、中央大学大学院客員教授、
メディアはなやま、日本テレビ「世間議員」、テレビ東京「ワールド・ドリームスササキ」等キャスター、参議院議員1期、衆議院議員2期、文部科学省自然環境政策課長、参事官。

【東京都の政治の意思決定の仕組み】

都庁官僚と都議会のドンが相談して政策の選択肢を一つに決め、知事の決裁を仰ぐ。既に議会との調整が済んでおり、知事には拒否権はない。

※知事は「誰でも良い」

➡なぜ、知事を選挙で選ぶのか？

➡知事のペット・イシューには、一定の配慮。

「東京大改革宣言」（2016年7月）

「改革」とは「政策」でなく、
「政治・行政の仕組み」を変えること

- ▼都政の透明化
- ▼五輪・関係予算運営の適正化
- ▼行財政改革の推進
- ▼都知事報酬の削減
- ▼特区制度の徹底活用

地方自治体の 「改革」

地方政治・行政の「政治的談合体」

(1) 地方自治体の政治の姿

「知事・市長」、「県庁・市役所」、「議会多数派」の「**談合政治**」

➡知事の権限は強大だが「政治的談合体」の「神輿」。神輿が独自路線を歩めば「知事おろし」

(2) 政治的談合体の問題点

議会の共産党以外の政党が相乗りして役所の役人OBを首長候補として担ぎ出し、対立候補は共産党候補だけという事例

- ①役所の役人としては、選挙手続を経ているが仲間が首長に昇進した一種の人事異動。
- ②仲間内の政治では、予算配分や施策の意思決定は、「仲間内の人々との距離の近さ」に左右される。
 - i) **公の政策や予算が政治献金や票との取引**として使われ、はなはだしきは汚職となることもある。
 - ii) 「依らしむべし・知らしむべからず」という「お上の政治」と、住民側の「役所が何とかしてくれる」という「お上意識」の相互作用の中で、**政治が停滞**する。

(3) 相乗り候補と二元代表制ドグマの矛盾

- ①「相乗り候補」で当選した首長と議会の多数派政党集団は同じ政策を掲げている。政策に齟齬はない
- ② 議会（多数派）は、首長与党として政策実現に邁進することが使命。
- ③「議会は首長をチェックするのが使命」という「二元代表制ドグマ」は出番がない。

地方自治制度における二代表制のドグマ

◆二代表制 (三重県HP)

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/07684011827.htm>

○ 地方自治体では、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ、という制度をとっています。これを**二代表制**と言います。(※大統領制)

○ これに対して国では、選挙された議員で組織された国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負う、という**議院内閣制**です。

○ このような制度の違いから、国では内閣を支持する政党とそうでない政党との間に与野党関係が生まれます。

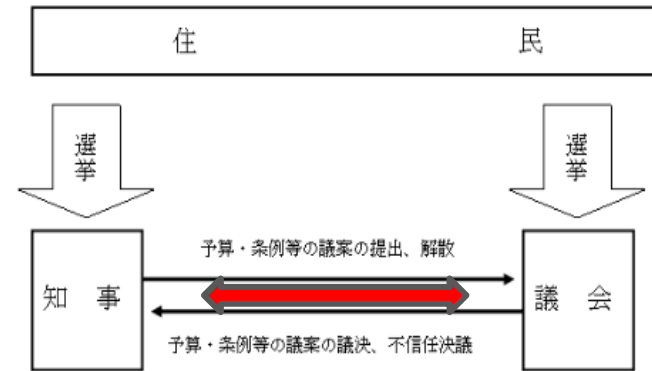
○ 地方議会においても、首長を支持する会派とそうでない会派の間に、**疑似的な与野党関係**が生まれることがあります。しかし、**これは国の議院内閣制の枠組みを、首長選挙の際の支持不支持に当てはめているため起こることです。二代表制においては、制度的には与野党関係は発生しません。**

(※大統領制には、与野党関係は発生しない?)

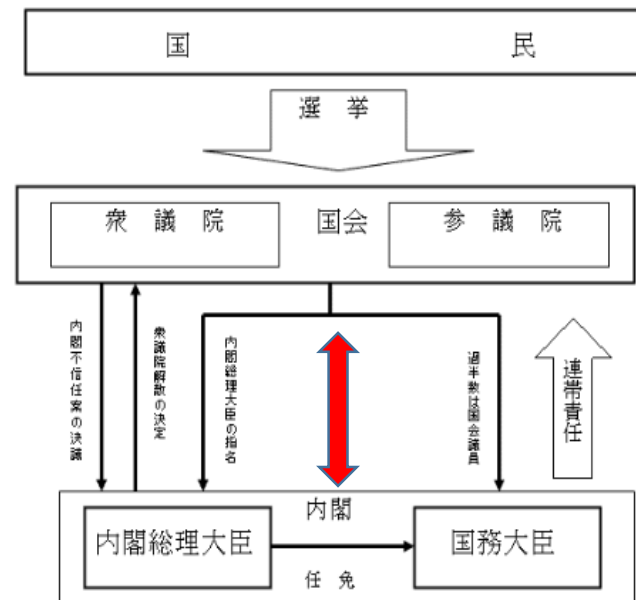
○ 二代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところにあります。(※大統領制)

ともに住民を代表する**首長と議会が相互の抑制と均衡**によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が**首長と対等の機関**として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定(議決)し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となることこそ、**二代表制の本来の在り方**であるといえます。

県のしくみ



国のしくみ



議会のドンと首長、官僚組織の関係

議会
(議員・政党)

談合政治

共産党以外、みんな
与党の地方議会

首長(独任制)

党高政低

多選議員の存在
(多選批判がない)

首長選挙与党で議会運
営をするか？
行政への影響力の有無
を争う地方の政党

官僚組織

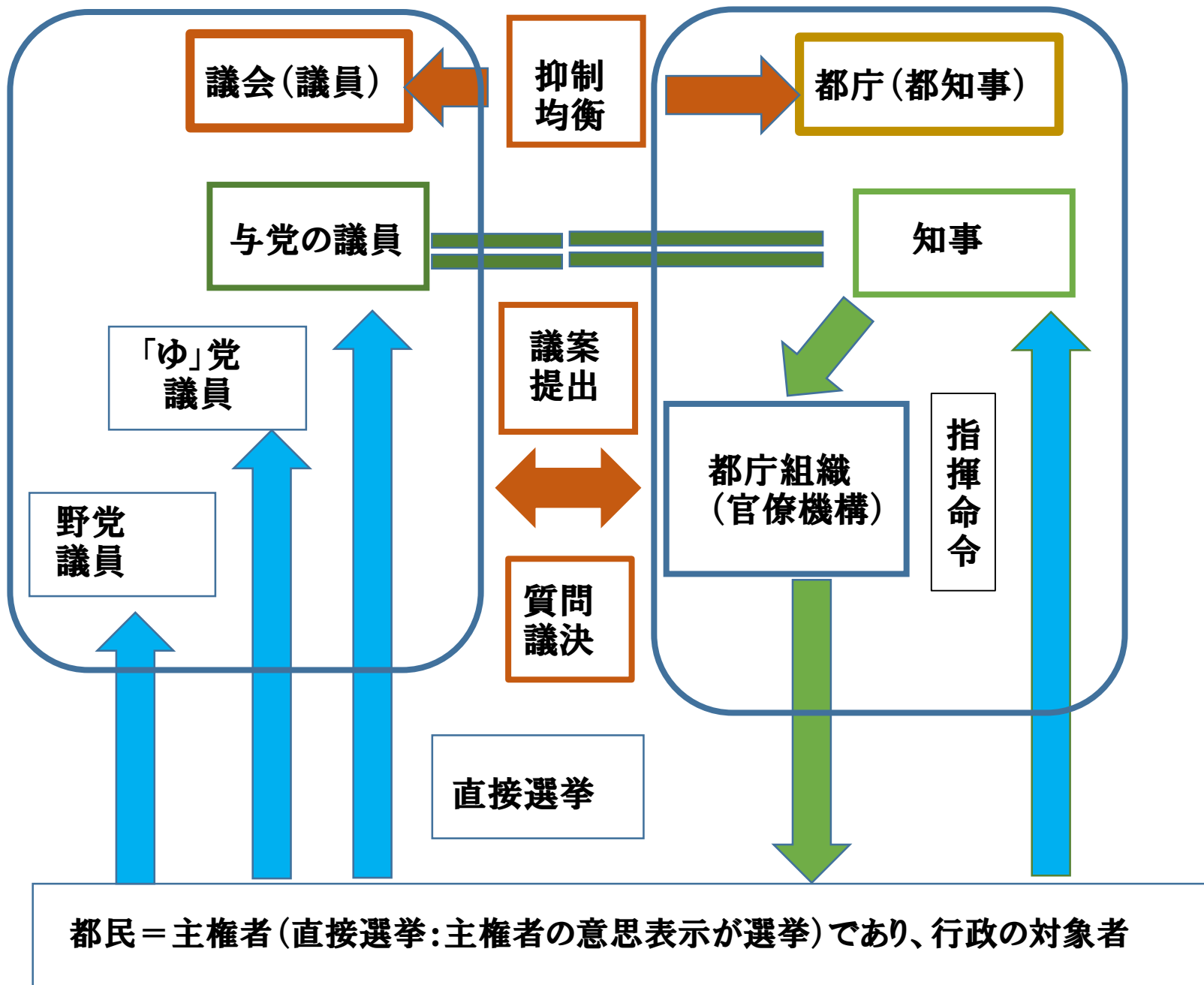
首長の
補助機関

政高党低

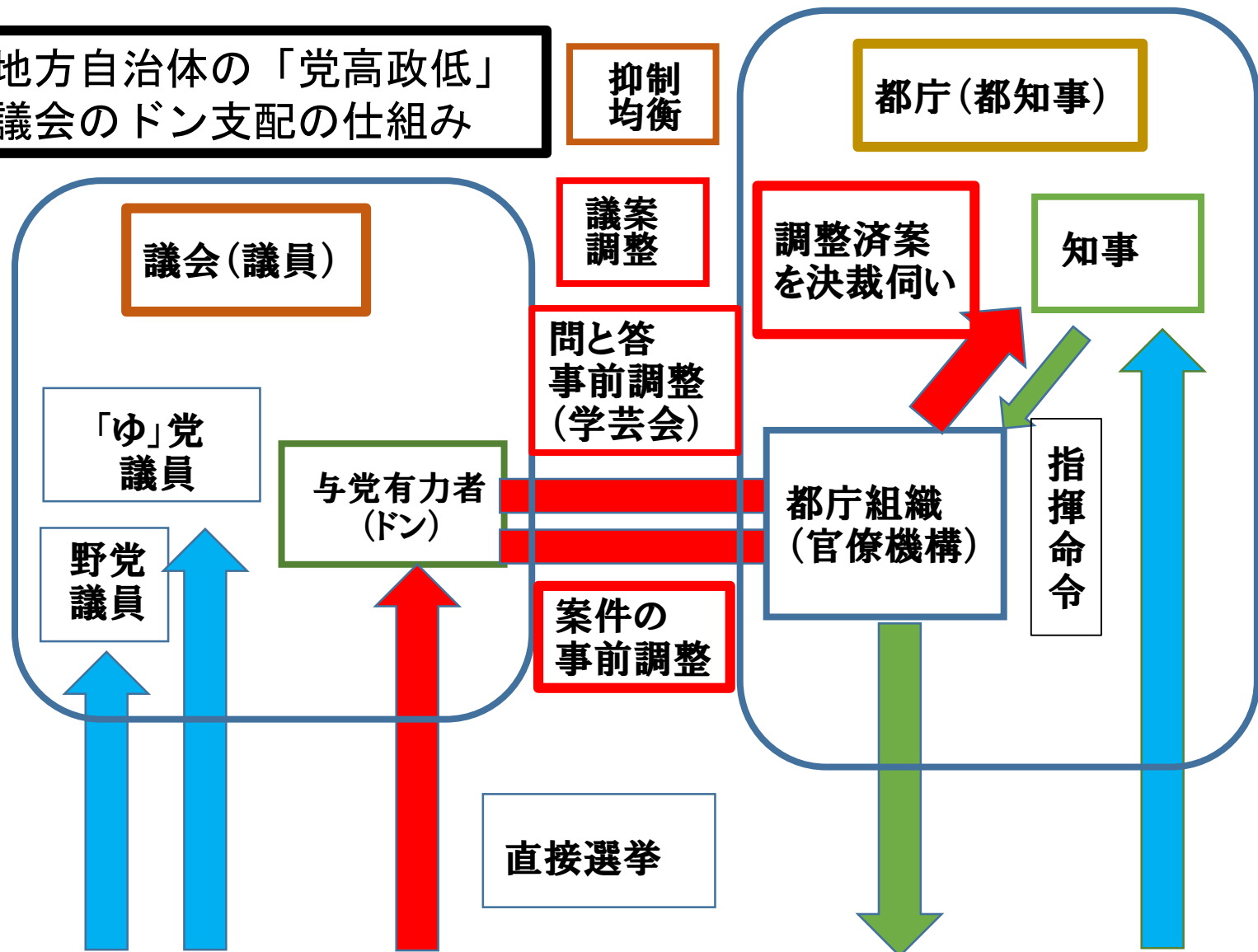
3期12年・4期16年
(多選批判がある)

政党の支援を受けずに、独
自に首長選挙を戦えるか？

有権者による直接選挙



地方自治体の「党高政低」
議会のドン支配の仕組み



都民 = 主権者 (直接選挙: 主権者の意思表示が選挙) であり、行政の対象者

改革派市長・知事の系譜

1. 第一次「改革派首長」

(1) 平成の時代前期に誕生した「改革派首長」

○1991年の選挙では橋下大二郎高知県知事

○1995年の統一地方選挙では、青島幸男東京都知事や北川正恭三重県知事

○2000年の選挙では田中康夫長野県知事

(2) 第一次「改革派首長」は、なぜ消えたか？

改革を阻む勢力＝「既成政党と官僚組織の連携」、

「メディア」は持ち上げて落とす「二度おいしい」書き方をする。

- ➡ 既成政党からは「**議会軽視の独断専行**」批判
官僚組織からは「トップ・ダウン」で、「**部下の意見を聞かない専制政治**」批判
- ➡ 既成政党と官僚組織の抵抗を越えるには、強靱な体力・精神力を必要とする。
- ➡ **官僚組織に取り込まれていくか、議会との対立で改革を断念**せざるをえなくなる。

2. 第二次「改革派首長」

(1) 議会に支持グループを作りだす第二次「改革派首長」

- ①社会が大きく変化し、政治が流動化すると、与野党ともに既成政党への信頼が損なわれる。
- ②強力なリーダーが現れると、**リーダーが組織する政党**が多くの議員を獲得する現象が起きる。
 - 橋下徹大阪市長・大阪府知事の「大阪維新の会」
 - 河村たかし名古屋市長の「減税日本ナゴヤ」
 - 小池百合子東京都知事の「都民ファーストの会」

(2) 改革の継続

- ①首長と与党との間で政策の方向に違いはなく、与党は議会で首長の政策の実現に努める。
議会の多数派を獲得すれば、更に円滑に政策が執行できる。
- ②政党での創業者の力は強く、国政における「**政高党低**」の現象が起きる。
- ③後継者が育ち、引き続き首長に当選し続ければ、その政党の持続可能性は高い。
→選挙で首長ポストを失った場合の、持続可能性は今後の課題である。

(3) 改革の挫折

- ①議会過半数を取れないと、創業者が官僚組織に取り込まれ、議会多数派に政策を左右される可能性。
- ②**創業者政党の議員は、官僚組織から「首長も了解している」のマジックワードで取り込まれる可能性。**
→**議員が「改革の志」を貫き、「殿ご乱心」と有権者に対する責任を優先することができるか。**

「官主導」から「住民に開かれた透明な都政」へ

→官民の役割の明確化、住民自治と公益確保のための手続・規制

1. 都庁官僚の天下り抑制の徹底

○東京都職員の退職管理に関する条例第6条（任命権者による職員の推薦及び人材情報の提供）削除

第六条 任命権者は、都政の一体的、効率的かつ効果的な運営を行うため、適切な人材として当該任命権者の職員又は職員であった者を推薦することが必要と認められる団体（以下「適材推薦団体」という。）を選定し、当該任命権者の職員又は職員であった者を推薦することができる。

2. 住民に開かれた透明な政治・行政の確立（住民自治の尊重）

①審議会改革、 ②住民投票の活用 ③情報公開の徹底、 ④都市計画・都市開発における多様な意見を反映させる場の設定 など

3. 節度ある民間活力の活用

（1）民間の活力を最大限引き出すための規制緩和

①指定管理者、行政の外部委託に公正・透明な競争条件を設定。外郭団体等に独占させない。

②海外の技術・資本に対して開かれた公正・透明な競争条件を設定。

（2）安全・環境・開発規制など生活基盤を守る必要な規制の推進

①エネルギー自給率向上のための再エネ・省エネの義務化、

②食料自給率向上のためのフードロス対策の義務化 など

天下りの弊害（官官癒着・官民癒着）

1. 人事と予算を官僚が仕切る。

- ①退職後にお世話になる天下り先の企業や法人を、補助金を交付したり、指定管理者に指定したり、契約を締結したりする。補助金等には「**天下りした職員の人件費**」を含む。
- ②民間との公正な競争を阻害する。競争の形を取った「出来レース」になりがち。

2. 現役時のポストで、退職後のポストも決まる。

- ①どこに、どのくらいの待遇で天下れるかは、現役時代のポストによって決まる。
 - ➡失敗を恐れて前例主義に走り、「**上目遣いの安全運転**」の出世争いになる。
- ②各部局ごとに天下りポストを抱えている
 - ➡蛸壺的な部局の壁、自らの権限から一切出ようとしない**縦割り主義**になる。

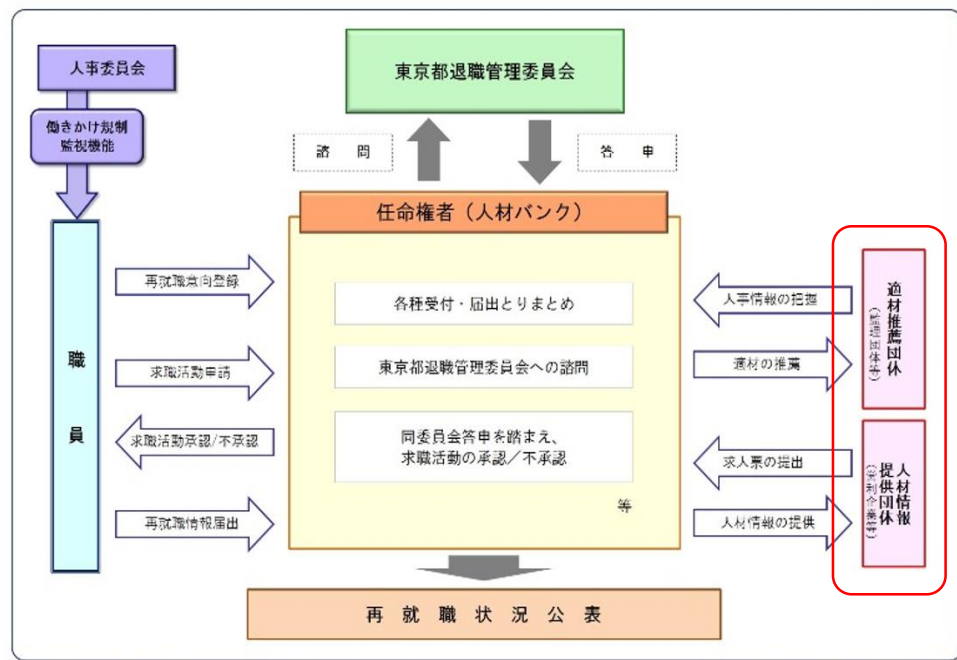
3. 知事の補助機関としての役割を果たすため、天下り規制は不可欠

天下り規制を徹底し、現役時代で燃焼するようにすれば、

- ①官僚組織が自らの利益を追求したり、②思いあがって首長を押しつけて政策形成の主役のような顔をしたりすることがなくなる。地方自治体の官僚組織も、地方自治法の趣旨に沿って首長の政策を実行する「補助機関」としての役割を果たすようになる。

天下り規制？ 地方公務員（東京都）

（東京都の退職管理の枠組み）



働きかけ規制適用除外団体一覧

No	団体名
44	公益財団法人東京都中小企業振興公社
45	公益財団法人東京都島しょ振興公社
46	公益財団法人東京都道路整備保全公社
47	公益財団法人東京都都市づくり公社
48	公益財団法人東京都農林水産振興財団
49	公益財団法人東京都福祉保健財団
50	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
51	公益財団法人東京都保健医療公社
52	公益財団法人東京都歴史文化財団
53	公益財団法人東京防災救急協会
54	公益財団法人東京連合防火協会
55	公益財団法人日本下水道新技術機構
56	公益財団法人日本消防協会
57	公益財団法人日本防災協会
58	公益財団法人リバーフロント研究所
59	公益社団法人東京都医師会
60	公益社団法人東京都教職員互助会
61	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会
62	公益社団法人日本下水道協会
63	公益社団法人日本水道協会
64	社会福祉法人東京都社会福祉協議会
65	社会福祉法人東京都社会福祉事業団

○東京都職員の退職管理に関する条例

（任命権者による職員の推薦及び人材情報の提供）

第六条 任命権者は、都政の一体的、効率的かつ効果的な運営を行うため、適切な人材として当該任命権者の職員又は職員であった者を推薦することが必要と認められる団体（以下「**適材推薦団体**」という。）を選定し、当該任命権者の職員又は職員であった者を**推薦**することができる。

「令和2年度第1回東京都退職者管理委員会議事概要」（2月24日（水）から同年2月26日（金）まで書面による開催）

※110団体（平成30年度）→124団体（令和2年度）

※令和3年度の議事録には、団体一覧の添付なし。

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/03jinji/pdf/tais yok ukanri/gijigaiyou030226.pdf>

天下り規制 地方公務員（大阪府）

1. 再就職等規制のポイント

1. 指定出資法人等への再就職の禁止

（大阪府職員基本条例第32条）

勤続期間が20年以上である職員若しくは職員であった者又は管理職の職員若しくは職員であった者※は、離職後、大阪府職員基本条例第32条第1項各号及び第2項に掲げる法人その他の団体には、再就職することはできません。（必要な手続き（P6）を経た場合を除く。）

2. 職員による再就職のあっせんの禁止

（大阪府職員基本条例第33条、
職員の退職管理に関する条例第8条）

職員は、他の職員又は職員であった者を、大阪府や国関係機関、市町村など他の公共団体以外のものに就職させるための情報の提供や情報の提供依頼等を行ってはなりません。

3. 再就職者による働きかけの禁止

（地方公務員法38条の2、
職員の退職管理に関する条例第3条）

再就職者は、職員に対して職務上の行為をするよう（しないよう）に、要求又は依頼を行ってはなりません。

※管理職の職員・・・管理職手当の支給対象者の範囲と同じです（課長級以上（研究職は総括研究員級）又は府立学校長、教頭等）。また、一度でも管理職職員であったことのある者は対象に含まれます。（例：管理職から非管理職に降任し退職した場合・管理職で退職し非管理職に再任用された後、退職した場合など）

3. 再就職禁止法人とは（分類）

勤続期間が20年以上である職員若しくは職員であった者又は管理職の職員若しくは職員であった者は、離職後、次に掲げる5分類に当てはまる法人その他の団体に就職することはできません。

① 指定出資法人

② 職員を派遣している団体

③ 指定出資法人の子法人等

④ 府が財政的援助をしている法人

ア 300万円以上の負担金、補助金、交付金を府から受けている法人
※過去2年間の何れかの年度における総額
イ 金銭の出資又は貸付けを府から受けている法人
※貸付金のうち、銀行等への預託金は除く

⑤ 離職前5年間に行政上の処分（許認可等）に関する事務に職務として携わった法人（離職後2年間）

規制期間：離職後2年間
権限内容：「審査基準」・「不利益処分基準」が定められている権限

ただし、上記5分類に該当する場合であっても、知事が人事監察委員会の意見を聴き、職員の離職後の再就職等の適正な管理に支障が生じないと認めて承認する場合は、就職することができます。手続きの流れ等は、P6をご覧ください。
※大阪府職員基本条例第32条第3項

貧富格差から
国民貧困化の時代へ

本当に大変な時代がやってくる

1. 短期的には、コロナの無利子無担保融資の返済ができない個人の自己破産・企業の破産が増加するおそれ

※物価高騰、賃金上がらず、円安の進行、日本株の株安

2. 短中期的には、減税や年金の増加がない半面、防衛費の増加に対応する国債が発行される可能性。憲法改正は、その制度的裏打ち。

※アメリカからの武器購入は、国民経済にプラスの効果なし。

3. 中国との対立が深まれば、

i) インバウンド需要が蒸発

※2019年の中国からのインバウンドは959万人、中国人観光客消費額1兆7,718億円が蒸発

ii) 日中貿易が滞り、必要物資の確保も困難な状況に

iii) 武力衝突が生じれば、国民経済は更に悪化するおそれ

日本の現状：日本経済は成長せず、貧富格差が拡大

◆1989年冷戦終結後の「大競争時代」に、対応できなかった。

- (1) **集団主義経済**（護送船団方式・中央集権の下での金太郎飴的人材）に対して、
構造改革・新自由主義的競争を「接ぎ木」した。
➡ **金太郎飴的人材**（コンフォーマリスト）から、**自立した・多様性を重視した人材育成**へ。
- (2) 労働市場の流動化は、「非正規雇用（正規雇用の反対概念）」の増加をもたらし、
「ワーキング・プア」を大量発生させた。
➡ 「**契約による労働**」に対する「**労働者の権利保護制度を充実**」させる方向に
※「契約労働者」を「個人事業主」としていることが、社会を不安定にする。
- (3) 日本の国内産業の空洞化が進み、世界の経済成長から取り残され、経済成長は停滞。
➡ 「電力の独占などの既存の仕組み」を改革して、
 - ①世界から周回遅れの脱炭素化・デジタル改革の爆速推進
 - ②**食料・エネルギー（生活必需品）の自給率の向上（農林漁業の人材・所得保障等）**
 - ③新しい産業（知的所有権の産業化）・文化の創出（文化芸術・エンタメの産業化）

日本の現状：アベノミクスは、競争力ある産業を創出することに失敗した。

(1) アベノミクスの3本の矢のうち、

- ①金融緩和（低金利・マイナス金利政策）
- ②思い切った財政出動（実質的な日銀の国債引き受け）は、
日本経済に対する「ボーナス」。

(2) その「ボーナス」があるうちに

- ③「競争力ある産業」を産みだすことがねらい。

(3) しかし、「競争力ある産業」は生まれず、

- ①貧富格差の拡大、
- ②多額の国債が残り、
- ③物価インフレ、円安・株安、企業は給料を上げられない状況に直面。

➡日銀の政府へのボーナス提供も限界、「打つ手なし」状態

※コロナも「打つ手なし」状態だった。

国民が許容できる自主的努力とコロナの推移を見守るしかなかった。

国際環境の変化

“第二次世界大戦後の国際連合レジームのほころび”

1. 日本国憲法 “憲法的前提が壊れかけている。認識と対処方針は？”

- ①日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。
- ②われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。(普遍的人権)

2. 国際連合の安全保障 “戦争の違法化(2条4項)”と安全保障(51条)

- ①国連による集団安全保障 常任理事国による戦争・武力行使に対して無力
- ②個別的自衛権 軍事大国による戦争・武力行使に対して限界
- ③集団的自衛権 第三次世界大戦による人類の滅亡のリスク

3. 国際連合の内政不干涉原則(2条7項)⇒「自国民」への人権侵害

- ①国連・国連人権理事会における専制主義国家の(影響力)の拡大
- ②専制主義国家の増加、自国民虐殺(ポルポト、毛沢東、スターリン)と迫害
- ③有志国による侵略国・武力行使、人権侵害国への制裁の効果⇒「人道的(武力)介入」⇔「絶対平和主義」

4. 経済相互依存関係緊密化による平和 “損得を越えた必須物資の武器化”への対応

- ①戦時経済を常態化できる独裁国家による戦争・武力行使
- ②過度に依存する中小国に対する大国の支配傾向(債務の罠、一方的貿易制裁)
- ③常任理事国の拒否権行使による、国連の経済制裁の限界

世界は、「専制国家対民主主義国家」という図式ではない。

(1) 「専制主義対民主主義の戦い」は、「ファシズムと民主主義国の戦い」の焼き直し。だが、第二次世界大戦を「ファシズムと民主主義国との戦い」というには無理がある。

◆第二次世界大戦の「連合国」のソ連共産党、中国の国民党・共産党は国家の上に党が存在する一党独裁を標榜する政党。戦後のソ連や中国、国民党独裁下の台湾は、民主主義ではない。

◆イデオロギーにとらわれない、現実的力学的対応をする方が良い。

領土拡張をもくろむ現状変更国 v s 国連秩序（第二次世界大戦後秩序）維持国

(2) 専制国家は国連加盟国にも多数存在する。それが現実。

1) 専制主義は世界の多くの国々の統治形態となっており、国連加盟国の多数派を占める

2) 国連人権委員会では、

①2022年4月にロシアの理事国資格停止が決議されたが、

②2020年6月の中国の「香港国家安全維持法」では、

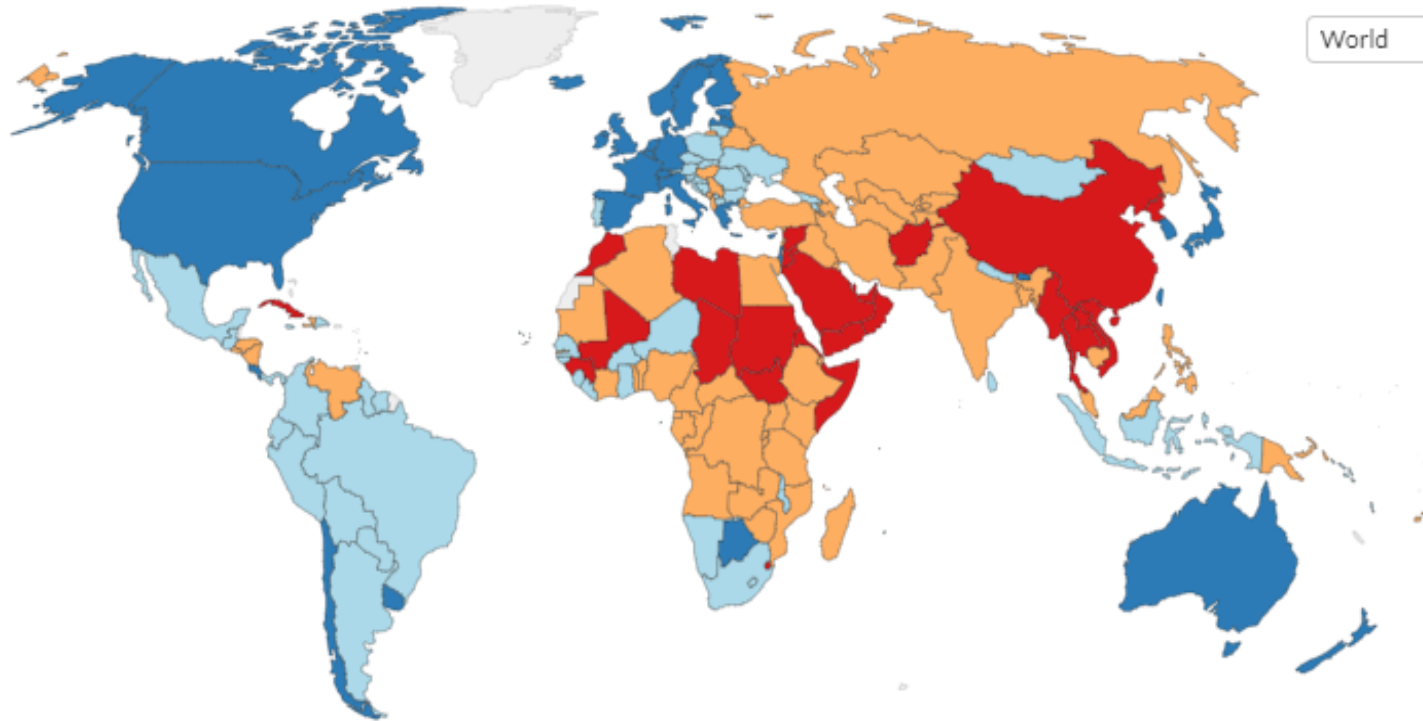
「中国に反対」が27カ国、「中国に賛成」が53カ国であった。

Political regime, 2021

Based on the criteria of the classification by Lührmann et al. (2018) and the assessment by V-Dem's experts.

Our World
in Data

World



No data

Closed autocracy

Electoral autocracy

Electoral democracy

Liberal democracy

Source: OWID based on Lührmann et al. (2018) and V-Dem (v12)

Note: The Chart tab uses numeric values, ranging from 0 for closed autocracies to 3 for liberal democracies.

OurWorldInData.org/democracy • CC BY

1789 2021

CHART

MAP

TABLE

SOURCES

DOWNLOAD



Related: [How many people have democratic rights?](#)

19世紀の防衛思想

国の外に防衛ラインを設定する「侵略思想」

1. 19世の防衛思想は自国の領土領海の外に防衛線を想定して緩衝地帯を設定

- ①他国の領土領海を勝手に自国の防衛ラインとするのは、まさに侵略思想である。
- ②明治維新政府にとって、防衛線（「利益線」）は当初は朝鮮半島、日韓併合後等により「主権線」が拡大するにつれて、満州・中国へと拡大した。

防衛線は自国領土が拡張すれば更にその外側に敷かれるため、際限なく拡張する。

明治維新政府の国家運営は、賠償金や領土の獲得を組み込んだ「戦争組み込み型運営モデル」であり、最終的には、中国侵略、英米への宣戦布告、日本焦土まで行きついた。

2. 21世紀でも、自国の外の防衛ラインを設定する帝国がある。

- ①21世紀のロシアの防衛思想も、NATOとの緩衝地帯がなければ安心できない。
- ②中国の人民解放軍が設定した日本列島から台湾、フィリピン、南シナ海に至る「第一列島線」や日本から小笠原諸島、グアムを結んだ線を「第二列島線」に外国の軍を展開させないというのも19世紀的発想、侵略思想である。

3. 帝国の時代に「右翼・左翼」の議論は、意味をなさない。

- ①独裁者の最優先利益は、自らの独裁的地位の維持し続けることである。
- ②ロシアも中国の独裁者も、独裁を正当化し、プロパガンダに使える思想であれば良い。

戦争（武力行使）の自衛の論理は、いつも同じ

対米英開戦の詔書	開戦詔書の説明	ロシアの主張
「東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スル」、「中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ」	日本は、アジアの平和のために中国で戦っている。 <u>中国が抵抗するから平和にならない。</u>	ロシアは、ロシア人を守るために（ドンバス地方等で）戦っている。ウクライナが抵抗するから平和にならない。
「米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス」	米英両国は <u>蒋介石を助け、平和の美名にかくれて東洋制覇をもくろんでいる。</u>	米欧がウクライナを助け、平和の美名にかくれてヨーロッパ支配をもくろんでいる。
「帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戦シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ」	日本周辺の軍備を増強して挑戦し、平和的通商を妨害し、ついに（石油禁輸などの）経済断交をして日本の生存に重大な脅威を加える。	（NATOを東方に拡大し）ロシア周辺の軍備を増強し、（ついに経済制裁をして） <u>ロシアの生存に重大な脅威</u> を加える。
「東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル」として「帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ」	日本の <u>アジア安定のための努力は実らず、自存自衛のための戦争をするしかない。</u>	ロシアのヨーロッパ安定のための努力は実らず、自存自衛のため武力の行使（特別軍事作戦）をするしかない。

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕力陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戰ニ從事シ朕力百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕力衆庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ丕顯ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕力拳々措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國力常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモアリ豈朕力志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ國

民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提攜スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尚未タ牆ニ相闕クヲ悛メス米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ增強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ

裡ニ回復セシメムトシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

裕仁

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス
朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕力陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戰ニ從事シ朕力百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕力衆庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ
抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ丕顯ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕力拳々措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國力常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモアリ豈朕力志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提攜スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尚未タ牆ニ相闕クヲ悛メス米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ增強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメムトシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ
皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

国の外に防衛ラインを設定する 中国の第一、第二、第三（太平洋分割）列島線



日本の領海等概念図 https://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ryokai/ryokai_setsuzoku.html

海上自衛隊幹部学校 「増えていく列島線と第3列島線について（コラム142 2019/07/18）」

海上自衛隊幹部学校（コラム091 2017/07/20）<https://www.mod.go.jp/msdf/navcol/index.html?c=columns&id=091>

清国と習近平の中国の夢・中華民族の復興



清の最大領域（1820年）。

- ①濃い金色の部分には旧明領で漢人居住地である省と直隸（中国内地）、②薄い黄色の部分には旗地（つまり満洲）とモンゴル・ウイグル・チベット等の同君連合地域。）以上は清の全土。
- ③オレンジ色の部分は冊封国

中華人民共和国の領土拡大

◆内モンゴル

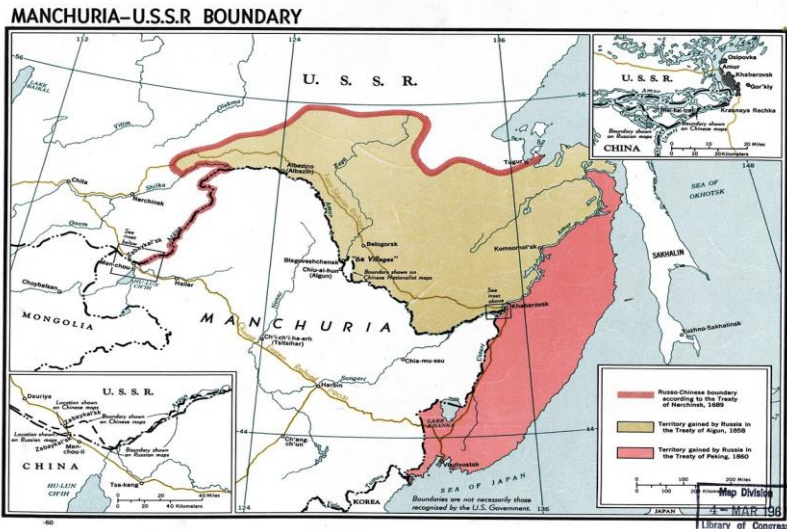
1945年内モンゴル共和国政府

1947年内モンゴル自治政府（共産党傀儡政府）

1949年中華人民共和国に吸収

◆1949年東トルキスタン併合

◆1950年チベット併合



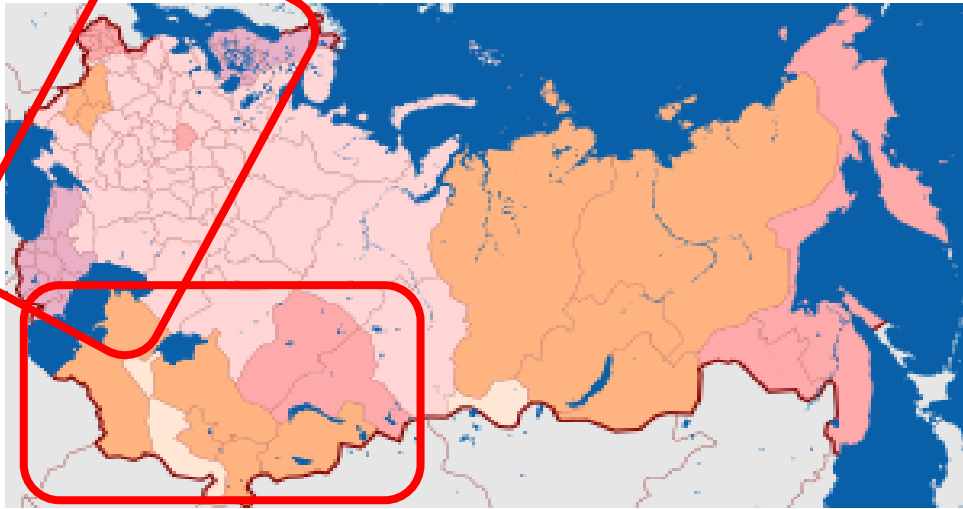
赤線が1689年のネルチンスク条約で定められた国境

①黄土色地域1858年アイグン条約でロシア領土に。

②赤色地域1860年北京条約でロシア領土に。

河川流路の変化による国境不確定部分を含め、2004年に国境画定が完了。

プーチンとロシア帝国



1914年時点のロシア帝国の行政区分。

https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%AD%E3%82%B7%E3%82%A2%E5%B8%9D%E5%9B%BD#/media/%E3%83%95%E3%82%A1%E3%82%A4%E3%83%AB:Subdivisions_of_the_Russian_Empire_in_1914.svg



◆ロシアの2019年1月1日現在の推計人口
1億4442万569人（クリミアを含まず。）

うち、シベリアは 17,173,335人
極東(赤色)は 8,188,623人
(東京23区程度)

◆中国の最大の輸出品目は14億人の中国人。
中国人が退去して極東・シベリア地域に進出・定住すれば、長期的には、この地域は戦わずして中国となる。

核兵器・原発で、戦争の様相が変わった

(1) 核戦争を防止する。

第二次世界大戦後も多くの戦争が行われてきた。

ロシアのウクライナ侵攻は、ロシアとアメリカが直接戦う可能性ある戦い。

➡ロシアのウクライナ制圧戦 ➡米欧のウクライナへの強力な武器供与 ➡**戦闘の長期化**

【ここから】

➡ロシアによる米欧補給路攻撃（ウクライナ領内からポーランドへの攻撃）➡NATOによる反撃

➡ロシアによる米欧への本格攻撃 ➡**第三次世界大戦（核戦争）／ ケースは阻止。**

(2) 「原発への攻撃」（「交戦法規」違反）を防止する。

「原発」が武力攻撃のターゲットになることが、現実となったことは、重大である。

➡核爆弾を使用する「核戦争」と「戦術核使用」だけではない。

➡**国内に、防御不能な「原発」をかかえながらの戦争になる。**

戦闘地域の原発が破壊されれば、大量の放射性物質が広範囲に飛散し、影響は長期にわたる。

今後の**武力攻撃防御では、「原発防御」、「原発への攻撃抑止のルール順守の担保」が不可欠。**

➡原発政策では、「**平時の原発**」と「**戦時の原発**」の両方を考えなければならない。

(3) 台湾有事（中国では尖閣諸島は台湾省）の、**難民・避難民**への対策は重要

◆戦争は軍事だけではない。

①中国に対する勇ましい言動があるが、国民経済は大丈夫か？

➡まず、貿易の実態を見てみよう？

➡ロシアへの経済政策で、エネルギーの輸入が大変だと言っているが、

➡中国との対立が深まれば、

①インバウンド需要が蒸発
2019年の中国インバウンドは959万人、中国人観光客消費額1兆7,718億円

②日中貿易が滞り、必要物資の確保も困難な状況に

③武力衝突が生じれば、国民経済は更に悪化するおそれ

日本貿易振興機構（ジェトロ）調査 2021年の輸出入

輸出（単位：100万ドル、％）

国・地域名	金額	伸び率	構成比	寄与度
総額	756,032	17.9	100.0	—
中国	163,570	15.5	21.6	3.4
米国	134,910	14.1	17.8	2.6
台湾	54,446	22.6	7.2	1.6
韓国	52,498	17.5	6.9	1.2
香港	35,406	10.6	4.7	0.5
ASEAN	113,369	22.9	15.0	3.3
EU	69,813	18.0	9.2	1.7

輸入（単位：100万ドル、％）

国・地域名	金額	伸び率	構成比	寄与度
総額	768,976	21.0	100.0	—
中国	185,287	12.9	24.1	3.3
米国	80,866	16.2	10.5	1.8
オーストラリア	51,647	44.4	6.7	2.5
台湾	33,562	25.3	4.4	1.1
韓国	32,014	20.4	4.2	0.9
ASEAN	113,138	13.3	14.7	2.1
EU	85,657	18.4	11.1	34 2.1

② 防衛費GDP比2% 国債頼みの予算編成をどこまで続けるのか？

「政府は親会社・日銀は子会社」論が正しいなら、国民が負担している税金や保険料も必要なく、**消費税**（令和4年度**21兆5730億円**）、固定資産税・所得税、相続税も廃止して、「**無税国家**」にすれば良い。

➡消費税法は、「年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化」対策に使うと定めているが、税率を変更するには法律改正を行うので、その際に1条2項も変更すれば良い。

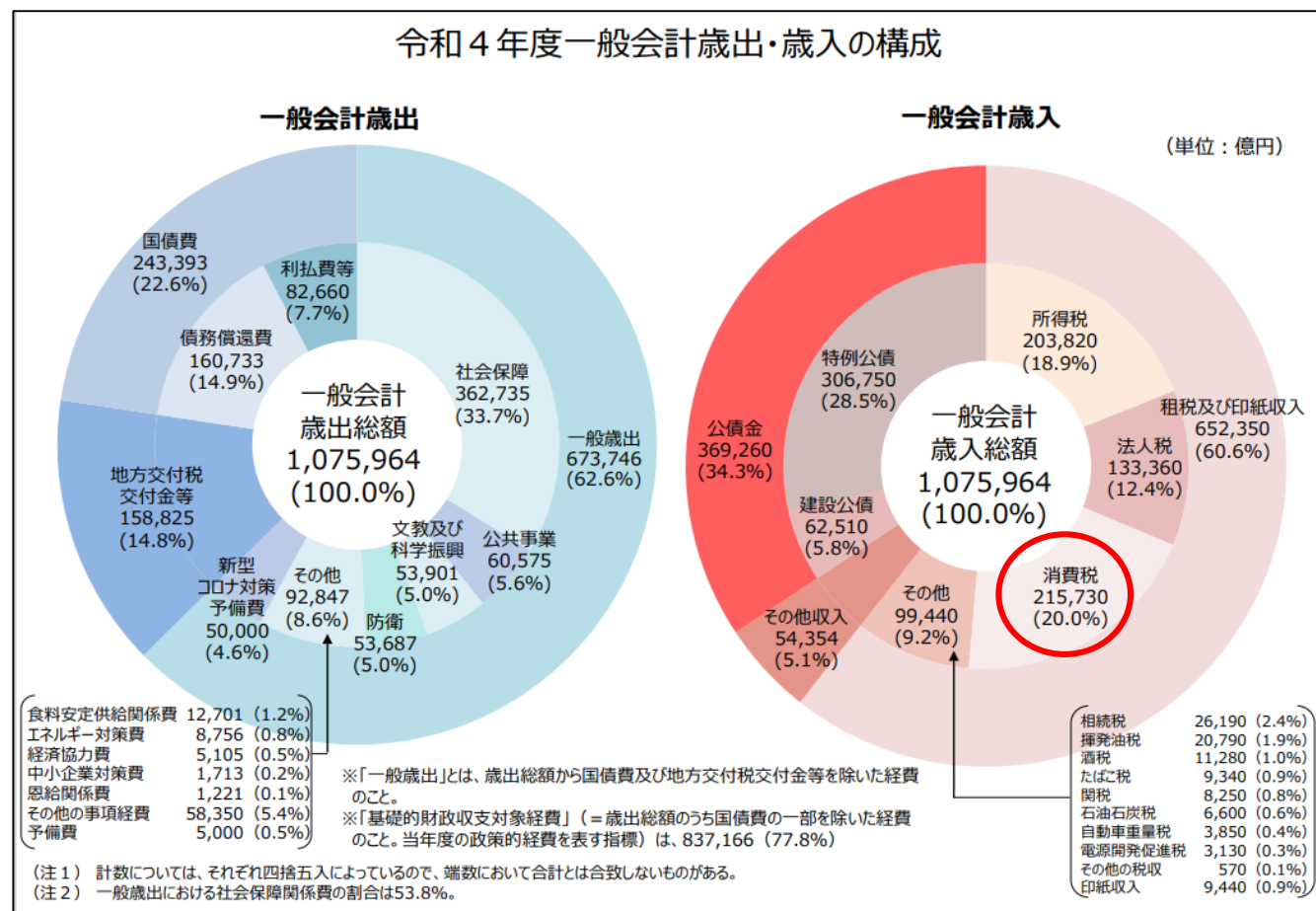


表1 政府一般会計歳出と臨時軍事費特別会計支出の推移

(100万円)

年度	一般会計 歳出総額 (A)	一般会計 軍事費 (B)	一般会計より 臨時軍への繰入 (C)	臨時軍会計 支出年度割 (D)	一般会計と 臨時軍会計の合計 (E)	直接軍事費 (F)	F/E (%)
1930	1,557	442	—	—	1,557	442	28.4
1935	2,206	1,032	—	—	2,206	1,032	46.8
1936	2,282	1,078	—	—	2,282	1,078	47.2
1937	2,709	1,236	1	2,034	4,742	3,271	69.0
1938	3,288	1,166	317	4,795	7,766	5,962	76.8
1939	4,493	1,628	535	4,844	8,802	6,472	73.5
1940	5,860	2,226	600	5,722	10,982	7,948	72.4
1941	8,133	3,012	1,078	9,487	16,542	12,449	75.6
1942	8,276	79	2,623	18,753	24,406	18,832	77.2
1943	12,551	1	4,369	29,818	38,001	29,820	78.5
1944	19,871	1	7,205	73,493	38,159	73,495	85.3
1945	21,496	610	—	16,465	37,961	17,075	45.0

注) E = A - C + D, F = B + D

出所)「大蔵省史」第2巻、390-391ページより作成。

表2 政府一般会計歳入決算額の推移

(100万円, %)

年度	歳入合計(A)	租税収入(B)	印紙収入(C)	専売局益金(D)	公債及び借入金(E)	B/A	B+C+D/A	E/A
1935	2,259	926	78	197	678	41.0	53.2	30.0
1936	2,372	1,051	93	215	609	44.3	57.3	25.7
1937	2,914	1,431	93	257	605	49.1	61.1	20.8
1938	3,594	1,984	91	261	685	55.2	65.0	19.1
1939	4,969	2,495	112	320	1,298	50.2	58.9	26.1
1940	6,444	3,653	135	352	1,282	56.7	62.8	19.9
1941	8,601	4,257	145	414	2,406	49.5	56.0	28.0
1942	9,191	6,633	154	562	381	72.2	80.0	4.1
1943	14,009	8,455	203	1,072	1,865	60.4	69.5	13.5
1944	21,040	11,437	227	1,050	5,395	54.3	60.4	25.6
1945	23,487	10,337	162	1,042	9,029	44.0	49.1	38.4
44/35	9.3倍	12.3倍	2.9倍	5.3倍	7.8倍	—	—	—

注) 歳入合計には、郵便、森林収入、その他歳入、前年度剰余金受入も含む。

出所)「大蔵省史」第2巻、366-367ページより作成。

戦争当事国は、経済が疲弊する。

◆戦前の軍事予算

戦前の政府予算に占める軍事費は、「平時」でも**28%**だが、日中戦争開始から急激に増加し、日米間戦時には**75%**となっている。

◆戦時は、

①**税負担**もこれとともに増加し、1944年は1923年比で**12.3倍**となっている。

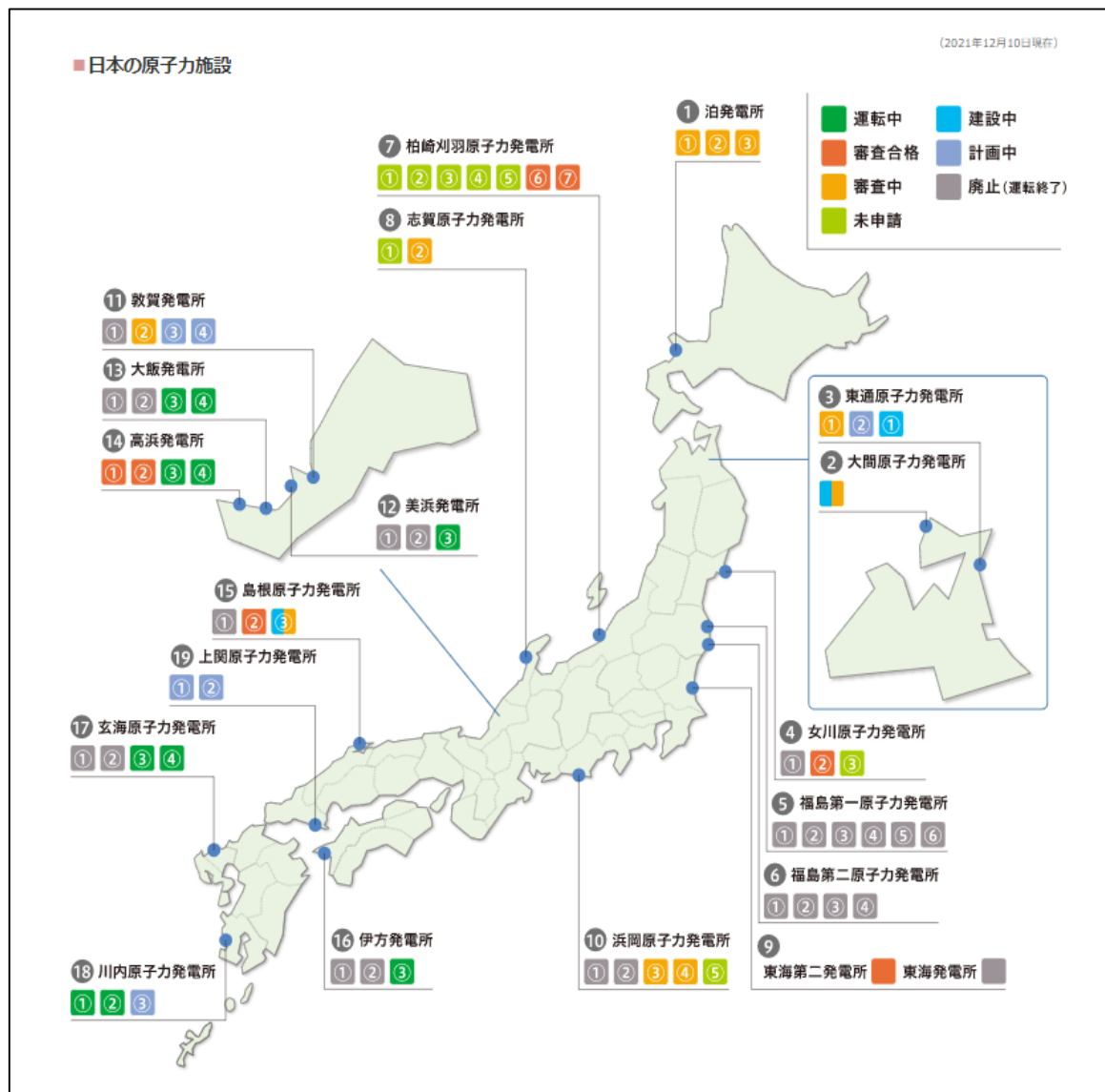
②戦費調達で**国債も大量発行・大量引き受け**。

③インフレを抑制するための**物価統制**、

④市場から資金を吸い上げる**貯蓄奨励策**を推進。

◆会社・子会社論で、国債を発行して戦争を行うことは、不可能である。

円建ての国債が売れない。国債の国内調達は庶民の生活費の徴収と同じ。



③敵基地攻撃と言っているが、国内の防御はできるのか？

➡敵ミサイルに核関連施設を攻撃されたらどうするのか？

➡核関連施設に対する「テロ対策」だけでなく、「軍事攻撃への防御」をすることは可能か、また、いくらかかるのか？

原子力発電所のほか、核燃料施設・研究炉等もある。

◆サイクル燃料備蓄センター(使用済燃料中間貯蔵施設)(青森県むつ市)ー建設中ー

◆ウラン濃縮施設・使用済燃料再処理施設(建設中)・

MOX 燃料加工施設など(青森県六ヶ所村)

◆近畿大学・京都大学の研究用原子炉

◆三菱原子燃料(茨城県東海村)、原子燃料工業(東海村・阪府熊取町)、GNF-J(神奈川県横須賀市)などのウラン燃料加工施設

日本原子力文化財団「日本の原子力施設の状況」

<https://www.jaero.or.jp/sogo/detail/cat-02-02.html>

大きな政治をしよう。
150年以上継続した
明治維新体制の大改革

政治は何のためにあるのか。大きな政治をしよう。

1. 戦争をしない。（命の危険におびえて暮らさない）

- （1）国際環境の変化に対応し、自らの国（領土・国民）は自らで守る「自主防衛」を確立する。
※軍事だけでなく、生活物資・エネルギーの確保、生活水準の確保等の国民生活の確保も必要
- （2）国際法を遵守し、普遍的人権を推進する平和国家を創る。
- （3）日本の主権を行使できるよう日米地位協定を改定し、日米安全保障条約体制を強化する。

2. 人々を飢えさせない。（生活を豊かにする）

- （1）エネルギー・食料の自給率を飛躍的に向上させる。
※国内送電網への投資、省エネ再エネの義務付け推進、農林漁村新興・所得保障など
- （2）生活保護制度を改革し、国民の生存権を保障する
- （3）人類の生活基盤である環境を維持保全する対策を強化する。

3. 自由に発言し、自己実現ができるようにする。

- （1）言論の自由・教育の多様性、あらゆる差別の解消、意見・討論の場の保障を確立する。
- （2）心を豊かにする文化芸術を大胆に促進する。
- （3）150年続いた過度な中央集権制度から、多様性に富んだ地方主権の連邦制に移行する。

大きな政治:「150年の明治維新体制」の「大改革」

※明治新政府樹立は「御一新」。維新とは新政府による「天皇による統治」の「創造」。

→国家の上に「天皇」を置く→「**天皇の軍隊・統帥権**」→**天皇の戦争・政治責任＝天皇制の危機**

	江戸幕府まで	明治維新
統治形態	天皇は権威・政治は幕府	天皇親政(太政官制→立憲君主制) (天皇機関説VS天皇主権説≡統帥権) 内閣・国会から独立した天皇の軍隊
中央集権 地方分権	大名の分権体制(藩)	廃藩置県による中央集権体制
	大名が税を決め・徴収	政府が税を決め・徴収
	宗門人別帳	戸籍(戸主制度)
	方言	国語(共通語)の創設
	藩校と寺子屋	国の学校と国定教科書
軍隊 経済	大名の軍隊	天皇の軍隊(平民の武装・徴兵制)
		強い軍隊を創るための強い経済
国の独立	不平等条約	近代国家の制度(憲法・内閣・法制度)
	植民地化の脅威	戦争・賠償金(領土拡張)の国家経営

国政では与野党が争っているのに、なぜ、地方自治体では談合政治が行われているのか。

1. 明治維新政府による過度な中央集権体制によって、地方自治体の行財政が国に依存することになった。それが、150年も継続してきた。

①国の公共事業は、地元負担は都道府県。地元市町村の負担が0円。

よって、市町村の仕事は「国に陳情して公共工事をもってくること（**金は天から降ってくる**）」ということになる。陳情には与野党の区別はない。

地元自治体の負担の工事なら、地元も費用対効果を考える。

②**「原発城下町」も同様**。原発立地の交付金や工事需要のため、集中立地した。

2. 中央集権体制の下での地方分権では、地方自治は育たない。

民主主義を作り上げるには、徹底的な地方分権・連邦制に近い地方政府が必要。

➡ **明治維新政府が作り上げた「中央集権国家」の大改革**

明治維新以来の中央主権体制を改革。政治主導の地方政治

◆都庁には、政治家は知事一人しかいない→政治主導の都政が不可欠

※東京都の予算17兆4743億円（2020年度補正後）、職員17万人、都内総生産約107兆円

- ①都庁運営は、都民に選ばれた知事（政治家）によって行われなければならない。
- ②都庁官僚組織は、地方自治法上も知事の補助機関である。しかし、東京都庁では政治家は知事一人しかいない。都庁職員に囲まれていれば、**前例踏襲の官僚政治**に流れやすい。
- ③**選挙民に約束した政策を実現するため、知事の政策を実行する政治任命の幹部が必要。**

◆小池都政の最初の2年間は、顧問等を配置し、都政の改革を推進した。

2017年10月の希望の党の立ち上げ・惨敗によって、知事への求心力が低下

→「顧問政治」批判を受けて、2018年3月末の顧問任期切れで再任せず。

道州制	現在の日本の行政機構の延長上に位置し、国（中央政府）－州（中間自治体）－市町村（基礎的自治体）により構成される。よって、道州制は、あくまでも単一主権国家の中の広域的な地方自治体という位置付けである。
連邦制	ドイツやアメリカなどのように、高度な自治権を持った独立国家の性格を有する「州」が集まった国家であり、内政は自州で行い、外交などは連邦政府に委ねるなど、連邦政府と地方政府の間に主権を分割する方法である。 （単一主権国家である我が国において、連邦制を導入するには、憲法改正の議論に発展する可能性が大きい。）

都道府県の廃止

州の立法・裁判所
警察・州兵

◆地方自治法の改正
または憲法改正

改革1

統治機構改革 ➡ 中央集権から地方分権・住民自治への転換
住民主権に基づく住民自治による地方政治を実現する

1. 徹底した地方分権・地方主権

- ①国の法律は、地方政府の立法(条例)がない領域における標準法とする(**条例優先**)。
- ②地方自治体の自主財源の充実を実現し、**地方交付税による国の統制を脱却**する。
- ③消費税(国)と地方消費税(地方)の比率を、現在の**7.8対2.2**の割合を逆転し**8対2**とする。

2. 大統領制による地方政府(政治主導)

都道府県及び政令指定都市(大規模地方自治体)では、政治主導の政治を行う。

➡執行機関の各部局を統括する政治任命の行政担当者を置けるよう地方自治法を改正する。

3. 住民自治の拡大

- ①重要な政策決定についての拘束的住民直接投票制度の導入
- ②地方自治体の審議会委員に官僚OB・議員を登用の原則禁止
- ③地方議会の 審議、活動の公正確保

➡100条委員会や参考人招致における議員への質問権の保障等

改革2

経済政策の柱としての少子化対策⇒家「制度」の廃止

※国の経済規模は人口の数に依存している。

「社会が子どもを育てる」ための家「制度」の改革

明治維新政府が、全国民に導入した家「制度」の撤廃（夫婦別姓は当然）

1. 結婚という形態にとらわれない出産ができる社会

- ①そもそも、経済的理由などで結婚できない日本人が増えている。
- ②現在の社会の仕組みでは、子どもを育てながら稼ぐことができない。
- ③家族法の大改革⇒「非婚社会」と適合する戸籍法、家族法、相続法の整備

2. 総合的家族支援制度と基金の実現

- ①子ども数が多いほど所得税の負担が軽くなる税制改正、
- ②第1子からの支援、子育ての仕事の両立支援策、柔軟な育児親休業制度の導入など
- ③企業からの拠出金と国の予算措置による「基金」制度を創設

3. こどもの権利を守る仕組みを整備する。

- ①こどもの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）
- ②出自による差別を解消し、権利侵害に対する救済制度を創設する。

改革 3

自主独立の日本

1. エネルギー、水、食料などの「生活必需物資」の国内調達率を飛躍的向上

- (1) エネルギーの自給率の向上：地域資本・地域参加方式で再生可能エネルギーの飛躍的拡大。
- (2) 水資源の有効活用：生活用水、農業用水などの利水を総合的管理システムの確立
- (3) 食糧自給率の向上と農林水産業の多面的機能の確保
 - ①農林水産業に従事する者の所得補償の実現
 - ②流通・消費面でのフードロス対策など「もったいない」行動の法制化
 - ③水源地、農地、隣地の保全と公共団体による買取・適正管理・保全措置の徹底

2. 国民生活にとって重要な産業・技術への支援、保全等

- (1) 国民生活にとって戦略的に重要な企業・法人・科学技術（研究者・技術者）の支援、保全等
 - ①海外資本による日本企業の買収規制・国による資本注入制度の確立
 - ②国内企業（医療技術・医薬品など）に対する開発支援（国による資本注入制度の確立等）
- (2) 労働集約的産業への労働力移転を促進
 - ①労働需要が高い分野（介護等）への従事者の賃金等の処遇改善（失業対策・技能習得等）

3. 有事における財政・税のあり方の国民的議論

平時においても国債発行に依存する財政の是正、有事の財政需要と資金調達の方法についての検討

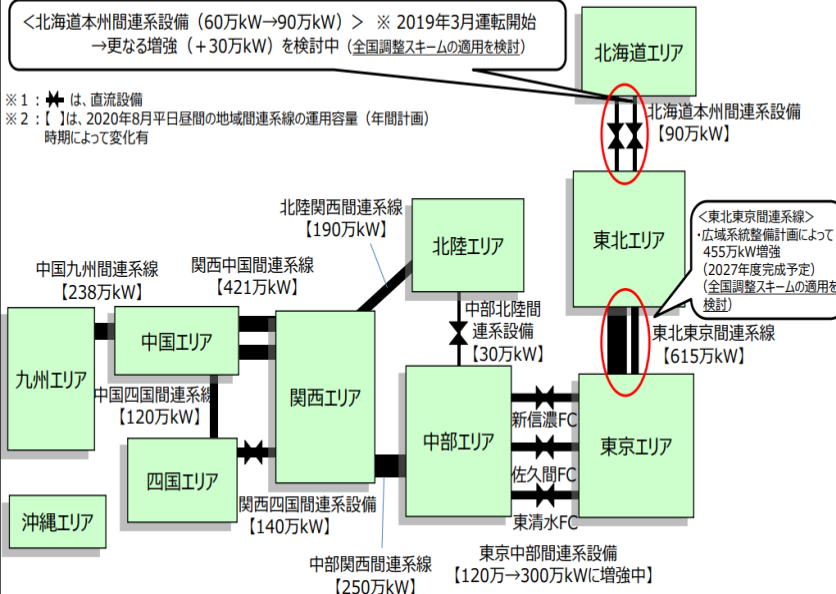
①経済の自主独立・節度ある自由貿易：国民生活必須品目の自給自足

1. エネルギー大転換を掲げ、エネルギー自給率を高める。

- ①事故リスク・テロリスク・戦争リスクが現実となった場合に壊滅的被害が想定される
原発を計画的・段階的かつ着実に廃止する。
- ②**再生可能エネルギー**による、地消地産エネルギーを**地元資本参加**で推進する。
- ③**全国送電網**を**公共事業**として整備し、**単一の電力需給調整会社**を設立する。



(参考) 地域間連系線の現状と増強計画



2. 国土を保全し、食料の自給率を高め、自立した経済を創る

①カロリーベースの**食料自給率100%**を目指し、国内生産を向上する。

②農林水産業の労働条件を改善し、担い手を育成する。

農林水産業に従事する者に対する**所得保障**、天災等の**事故時の補填制度**、
教育・技術訓練など**担い手の体系的育成制度**

③農林水産業、農山漁村のICT技術導入、生活基盤整備など、**定住環境を整備**する。

食料・農業・農村基本計画における食料自給率等の目標

		平成30年度(基準年度)	令和12年度(目標年度)
法定 目標	供給熱量ベースの 総合食料自給率	37%	45%
	生産額ベースの 総合食料自給率	66%	75%
飼料自給率		25%	34%
供給熱量ベースの 食料国産率		46%	53%
生産額ベースの 食料国産率		69%	79%

②自主独立の日本 国際的信頼の獲得

普遍的人権主義に立ち、内外の人権侵害を許さない仕組みを創る。

1. 過去の歴史に起因する民族差別、人権侵害に対して真摯に向き合う。

世界各国に存在する同様の事例を客観的に調査し、それらの事実と当時の法制度を踏まえて、普遍的人権の観点から、現在の国際法及び国内法に基づいて、解決する。

2. 専制主義国家への人権尊重の諸措置を法律の根拠をもって実施する。

※「内政不干涉」が「自国民の大虐殺・文化抹消・人権抑圧」を助長⇔「人道的(軍事)介入」

※「反戦平和」と「人道的(軍事)介入」とは、方向性において一致しない。

- ①人権侵害を行っている政権への経済制裁に関する人権侵害制裁法の制定
- ②企業等に対する人権デュー・ディリジェンス(DD: Due Diligence)法の制定
- ③難民・国内避難民の受け入れ拡大のための入管難民法の改正
- ④外国人技能実習制度の抜本的改革を行う。

③自主独立の日本 自主独立の防衛・外交政策

1. 国際法に基づいた平和外交の推進(戦争の抑止が第一)

- ①各国の歴史・文化・政治・経済に関する戦略的調査研究・情報収集体制を整える。
- ②官民の交流を増進するため、拠点国に文化交流拠点(日本文化センター)を設置する。
- ③国会開会中も閣僚級的外交を行い、国民への説明責任を果たすべく国会質疑のあり方を改革。
- ④日本の脅威となりうる国との制度的な意思疎通の手段を確保し、不測の事態を回避する。

2. 専守防衛(個別的自衛権)の法制度及び態勢の整備

- ①専守防衛のため、国際法に基づいた国内法の整備を行う。
- ②武器・装備の国内生産を重点において進める。海上保安庁の装備を飛躍的に充実する。
- ③脅威となる国の攻撃能力に対応した専守防衛のために必要な範囲の反撃能力の保有。

3. 日米安全保障条約の維持・強化

1) 日米地位協定の改定

- ①他国の地位協定を参照し、米軍基地や米軍の行動、米国軍人・軍属に対して、日本の法律を適用する。
- ②沖縄への基地負担の偏在状況を踏まえて、自衛隊及び米軍基地の配置を見直す。

2) 日米安全保障条約の運用(集団的自衛権)に関する国民的合意

国際情勢認識を国民が共有し、専守防衛の個別的自衛権と集団的自衛権の関係を整理し、必要な態勢を示して、国民的合意を得る。

おわりに
今後の政治日程と
民主主義への期待

政治日程・政治動向➡生活苦と憲法改正（準戦時体制）

	国政・東京都選挙	国内・国際状況
2022年	7月 参議院選挙	※円安・物価高騰・給与上がらずによる困窮増加？ ➡結局、新しい成長産業は生まれなかった。 「ゼロ金利」と「国債による積極財政」だけ。 ※秋・習近平続投？ ※G20サミット@インドネシア ※軍事費増加予算編成➡また、国債による財源調達
2023年	4月統一地方選挙	※コロナ特例貸付等の返済個人破産・企業破産増加？ ※日銀総裁交代（4月） ➡アベノミクス（ゼロ金利政策）の終了？ ※G7サミット@広島（5月） ※国際経済のブロック化の進行？ 米中貿易戦争➡日中貿易への影響は？
2024年	7月 都知事選挙 ※衆議院総選挙？ ※憲法改正国民投票？	8月 パリ・オリパラ大会 （ウクライナ戦争は長期化し、続いている？）
2025年	7月 都議会議員選挙 7月 参議員選挙 ※衆参同日？ ※憲法改正国民投票？	※中国の台湾侵攻（圧力強化）＝尖閣有事？
2026年		2月 ミラノ等で冬季オリパラ

自民党の憲法改正4項目 **憲法を改正しなければならないことは何か？**

【9条改正】

第9条 （現行のまま維持）

第9条の2 （追加）

1 前条の規定は、**我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず**、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

2 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

【緊急事態条項】

第73条の2 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、**国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情**があるときは、内閣は、**法律で定めるところにより**、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

2 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

第64条の2 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、**衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは**、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の3分の2以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

自民党の日本国憲法改正草案（平成24年4月27日（決定））

（緊急事態の宣言）

第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会承認を得なければならない。

4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

（緊急事態の宣言の効果）

第九十九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

緊急事態法制と国民の権利・義務との関係(国会答弁)

(1) 武力攻撃時における国民権利の制限及び義務の賦課は、できる。

我が国が外部から武力攻撃を受けた場合、国家国民の安全を守るとは公共の福祉を確保することにほかならないことでありますから、そのために必要がありますときには、**合理的な範囲において法律で国民の権利を制限し、もしくは特定の義務を課すことも憲法上許される**。(平成 13 年4 月3 日 参・外交防衛委 岩橋内閣官房内閣審議官答弁)、(平成 14 年7 月24 日 衆・事態特委 福田官房長官答弁)

(2) 徴用、徴発制度もできるが、無限定の国民徴用制度は憲法を変えないとできない。

1) 徴用、徴発制度が許容される場合の憲法上の根拠はある。

徴用については、公権力が法律で定める一定の要件のもとにおいて**一定の公的な業務に国民をして強制的に従事せしめる**、そういうことが基本的な要素であろうと思いますし、また、**徴発**につきましては、公権力が法律で定める**一定の要件のもとにおいて一定の軍需を私人に負担せしめる**ことを基本的な要素とする。(中略)**それぞれのケースに応じて総合的に判断をすべきもの**だと私どもは考えております。(昭和 58 年2 月23 日 衆・予算委 角田内閣法制局長官答弁)

2) 国家総動員法の国民徴用制度は、現行憲法ではできない。

国家総動員法に定める国民徴用制度はどういうものであったかと申しますと、第一には、**きわめて広範な事項を勅令に委任**するものでございました。それから第二には、当時の戦争遂行のため、**人的資源を統制運用することを目的**とするものでありました。第三には、**徴用の要件が**、「国家総動員上必要アルトキ」と定められているだけでございまして、きわめて**抽象的かつ漠然**としたものでありました。第四には、徴用の目的である業務の範囲、徴用の**対象者の範囲及び徴用の期間が事実上無限定**に近いものでありました。等々の性格を持つものであると理解されますので、**現憲法下においてはこのような国民徴用制度をとることはできない**と考えております。(昭和 56 年3 月14 日 参・予算委 角田法制局長官答弁)

戒厳令の執行状況：関東大震災（1923 年9 月1 日）

＜戒厳執行の状況＞

9/2	戒厳令中必要な規定を一定の地域に適用できる旨の勅令 戒厳地境の区画及び戒厳令中9条及び14条の適用
9/3	関東戒厳司令部の設置 戒厳地境の拡大(東京府、神奈川県)等命令による特別権限の行使 治安維持に係る命令
9/4	戒厳地境の拡大（埼玉県、千葉県）
9/5	拡大地域（埼玉県、千葉県）への9/3の治安維持に係る命令の適用
9/20	治安維持に係る軍の任務の解除
11/15	9/2の勅令の廃止（戒厳の解止）

行政戒厳下の措置

関東大震災時における行政戒厳については、次の問題点が指摘されている。

(1) 手続的には、

①戒厳の施行要件である**枢密院の諮詢**を経なかったこと、
②**臨戦地境と合囲地境との区別なく**戒厳地境が区画されるとともに、**臨戦地境**における司令官の権限である9条が準用されたにもかかわらず、14条の**合囲令条項**までも発動されるなど、政府の広範な裁量が認められていたこと等の問題点が、

(2) 適用の実際においては、

同条に定める**司令官の特別権限が拡大解釈**されて執行されたため、軍、警察等による**民衆に対する不当かつ過剰な弾圧**が行われたこと等

(1)「臨戦地境」戒厳下では、軍事に関係する地方行政・司法事務が軍の管理に入ることに加え、次が可能となる。

①**集会や新聞雑誌などの停止**、②民間物資の調査、輸出禁止
③銃や弾丸、危険物などの検査、押収、④**郵便の開封、交通の停止**
⑤**民間所有の土地家屋などの破壊**

(2)「合囲地境」戒厳下では、すべての地方行政・司法事務が軍の管理下になり、各種裁判も軍によって裁かれることになることに加え、次が可能となる。（発動されたことはない。）

①**昼夜の別なく、家屋建造物に立ち入り検査**
②**強制退去**

国民徴用令(国家総動員法に基づく勅令)

◆国民総動員法第36条は、「第四条の規定(国民徴用令)にある徴用に応じない者。または同条の規定にある業務に従事しなかった者」に1年以下の懲役又は1000円以下の罰金に処すると定める。

◆勅令第八十九号昭和十九年二月十八日

第二条 徴用ハ国家ノ要請ニ基ヅキ帝国臣民ヲシテ緊要ナル総動員業務ニ従事セシムル必要アリタル場合ニ之ヲ行フモノトス

第四条 本令ニ依リ徴用スル者ハ国ノ行フ総動員業務又ハ工場事業場管理令ニ依リ政府ノ管理スル工場事業場其ノ他ノ施設(以下管理工場ト称ス)ニ於テ行フ総動員業務ニ従事セシムルモノトス

第五条 徴用及徴用ノ解除ハ厚生大臣自ラ之ヲ行フ場合及第二十二條ノ第一項ノ場合ヲ除クノ外厚生大臣ノ命令ニ依リ之ヲ実施ス

第六条 総動員補業務ヲ行フ官衙(陸海軍ノ部隊及学校ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ所管大臣又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主徴用ニ依リ人員ノ配置ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ
前項ノ規定ニ依リ管理工場ノ事業主ノ為ス申請ハ当該管理工場若ハ指定工場ヲ管理スル主務大臣ヲ經由スベシ

七条 厚生大臣前条ノ規定ニ依ル請求又ハ申請在リタル場合ニ於テ徴用ノ必要アリト認ルトキハ徴用令ヲ發シ徴用セラルベキ者ニシテ国民職業能力申告令ニ依ル科学技術者タルモノノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ

第七条ノニ 地方長官徴用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ル所ニ依リ出頭命令書ヲ發シ徴用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

地方長官ハ前項ノ出頭命令書ノ交付ヲ受ケ出頭シタル者に付身体ノ状態、居住及就業ノ場所、技能程度、家庭ノ状況、希望等ヲ検査又ハ調査シテ服務ノ適否ヲ判断シ従事スベキ総動員業務、職業及場所ヲ決定シタル上徴用命書ヲ發シ徴用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

緊急を要するトキ又ハ前項ノ規定ニ依ル検査若ハ調査ヲ為スノ必要ナシト認ルトキハ地方長官ハ前二項ノ規定ニ拘ラズ直チニ徴用令書ヲ發シ徴用セラルベキ者ニ之ヲ交付スルコトヲ得

憲法上、民主主義の正統性は、選挙にある。

(1) 国民主権・民主主義は、手続の正統性に依拠

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し
(日本国憲法前文)

「手続き的正当性（デュー・プロセス）」は、民主主義そのもの。

①権力者はしばしば自らを法の外におく誘惑に駆られる。

②権力者自らが国のルールを守らない⇒「権力によるクーデタ」

(2) 民主主義は、主権者たる国民に依拠

①情報入手 ②自由な議論、③熟慮の上の合意

(3) 「内容的な妥当性」は結果によって判断

「政治は結果責任」であり、

選挙での選択が正しい選択かどうかは、保証されない。

民主主義の基本は、自由な意思による自己決定・自己責任による多様性を許容する政治の仕組み

1. 自由な意思決定・自己責任

- ◆ 勤勉さ・真面目さだけでは、Conformist（順応主義者）になる。
- ◆ ツイッター、短いユーチューブ（長い文章を読めない・熟慮できない） ⇔ 熟慮の民主主義
- ◆ 「水戸黄門」か、「七人の侍」か。

(1) 自分で情報を収集する

① 情報の出処に当たる、② 情報の信頼性を判断して、情報を使う。

(2) 自分の頭で考える

① 権威だけに頼らない。② 「大本営発表」に惑わされない。（リテラシー）

(3) 自分で判断する

① 「借り物の判断」をしない。② 自分で判断した結果を他人に転嫁しない。

2. 多様な意見（多様な「正義」）を認める寛容さ

(1) 熟慮する条件（時間、情報）の保障

(2) 自由な議論の場の保障（多様な意見・多様な正義を認める寛容さ）

(3) 決定したことを遵守する態度と、不都合ならいつでも方向転換できる柔軟さ

日本は民主主義国なのに、なぜ政権交代が起きないのか

1. 1955年体制は、自民党長期政権を固定化した。

- ➡サンフランシスコ条約の単独講和・全面講和の対立が自民党・社会党の対立の基本
政権交代は、外交・安保・経済の全面転換につながるので、容易に政権交代できない。
- ➡特に、共産党が参加する政権は、不可能に近い。

2. 非自民・非共産の政権は、内部対立で短命に終わった。

- ➡細川連立政権は、政治改革後、新進党結成で社会党・さきがけとの対立で分裂
- ➡民主党政権は、公約になかった消費税増税で分裂

3. 共産党を含む野党統一は、国民の支持を得られなかった。

- ➡立憲民主党の共産党を含む野党統一は、連合の支持離れ・自民党接近をもたらした。
- ➡旧国民民主党の立憲民主党現執行部は、何らの特色も出せていない。
- ➡「カジノと万博大事」の日本維新の会が、野党第1党を目指して「政権交代」を言い出した。

4. 低投票率は、組織政党＝固定客政党（自民・公明・共産）が有利。

- ➡選挙での政党は、国民からどれだけ嫌がられていないかの「負け比べ」
- ➡国民は政治家を尊敬せず、他方、風で当選しようとする候補者が増えている。

選挙と投票率

(1) 選挙での棄権は、不作為の「選挙結果への委任状提出」

➡あきらめて棄権する人も、選挙結果から逃げられない。

(2) 日本の政治は、国民の25%によって決定されている。

➡多数決原理の民主主義の下で、少数派が政治を動かす。

(3) 新自由主義を支えてきた有権者

①「貧乏にしてくれ」と投票する人たち

②「本当に金儲けして良いのか」と考える人たち

➡「そんなはずじゃなかった」後悔しないために熟慮と行動を。

※ツイッター的短文思考のまん延⇔論理と事実確認に基づく論理的思考

自民党の小選挙区（衆議院選挙）・選挙区（参議院選挙）の絶対得票率と議席率
自民党の固定客は有権者の20～26%（議席数は選挙戦術も影響大）

	投票率	獲得率	絶対獲得率	獲得議席率
2005年 小泉郵政選挙	67.51%	47.77%	32.25%	73%
2007年 参議院選挙	58.64%	31.35%（自民）	18.38%	31.5%
		40.45%（民主）	23.72%	54.8%
2009年 政権交代選挙	69.28%	38.68%（自民）	26.80%	21.33%
		47.43%（民主）	32.85%	73.67%
2010年 参議院選挙	57.92%	33.38%（自民）	19.33%	53.4%
		38.97% （民主）	22.57%	38.4% （候補者共倒れ）
2012年 民主党分裂選挙	59.32%	43.01%	<u>25.51%</u>	79%
2013年 参議院選挙	52.61%	42.74% （自民）	22.49%	64.38%
		16.29%（民主）	8.57%	13.70%
2014年 安倍一強選挙	52.66%	48.10%	25.33%	75.56%
2016年 参議院選挙	54.70%	39.94% （自民）	21.85%	50.58% （野党民進党）
		25.14%（民進）	13.75%	28.77%
2017年 安倍一強選挙	55.68%	47.82%	26.63%	75.43%
2019年 参議院選挙	48.80%	39.77% （自民）	19.41%	51.35% （野党共闘）
		15.79%（立民）	7.71%	12.16%
2021年 岸田内閣選挙	55.93%	48.08%	26.89%	65.40% （野党共闘）
2022年 参議院選挙	52・05%	38.74% （自民）	20.16%	60.00% （野党分裂）
		15.33%（立民）	6.94%	13.33%